平成14年3月29日 告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業者の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な短期資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号 及び第1号の2に掲げるものをいう。
 - (2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会(以下「協会」という。)と信用保証に関し約定し、かつ、静岡県内に本支店を有する金融機関及び株式会社整理回収機構で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(融資の条件)

- 第3条 利子補給金の交付の対象となる融資の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 融資対象者 沼津市内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、常時使用する従業員の数が50人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては20人)以下のもの。ただし、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱(平成14年3月20日静岡県商工労働部長決裁。以下「県要綱」という。)に基づく短期経営改善資金の融資の申込みをした者に限る。
 - (2) 資金使途 運転資金
 - (3) 融資限度額 1中小企業者700万円
 - (4) 利子補給率 年 0.40パーセント
 - (5) 融資利率 県要綱が定める融資利率から前号の利子補給率を差し引いた値の年 利率とする。
 - (6) 融資期間 5箇月以內

- (7) 償還方法 元金均等割賦償還又は一括償還
- (8) 信用保証及び保証料 県要綱の定めるところによる。
- (9) 担保及び保証人 県要綱の定めるところによる。
- (10) 申込書類 沼津市短期経営改善資金融資申込書(別記様式)及び県要綱の定め る書類
- (11) 申込窓口 沼津市及び取扱金融機関並びに県要綱の定める申込窓口 (融資の申込み)
- 第4条 この要綱による融資を受けようとする者は、前条第10号に定める申込書類を 同条第11号に定める申込窓口に提出して申し込むものとする。

(審査)

第5条 申込窓口は、融資の申込みがあった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、申込書類を協会へ送付するものとする。ただし、沼津市以外の申込窓口は、沼津市の確認を得てから送付するものとする。

(保証の承諾等)

第6条 協会は、取扱金融機関から前条の規定による申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは取扱金融機関に対して保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から前条の規定による申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

(融資の実行)

- 第7条 取扱金融機関は、協会から保証の承諾又は融資のあっせんを受けたときは、 速やかに審査を行い、融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により当該 融資を不可能と決定したときは、その理由を付して協会へ報告するものとする。
- 2 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資については、歩積・両建預金を要求して はならない。

(融資条件の変更等)

第8条 協会は、取扱金融機関から融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融 資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、市長に報告するものとする。

(報告)

第9条 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(利子補給金の額)

第10条 利子補給金の額は、利子補給率及び融資利率ごと年度別に区分して算定する ものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日 から3月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における融資平均残高(計算 期間中各月初残高(前月末の保証債務残高を月初残高とする。)の合計を6で除し て得た金額)に融資実行時における利子補給率及び期間(12分の6)を乗じて得た 額の各期間の合計額とする。

(利子補給金の交付申請)

- 第11条 取扱金融機関は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、規則第3条第 1項に定める補助金交付申請書に利子補給金計算書を添付し、市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定による申請は、原則として毎年度上期分にあっては10月5日までに、 下期分にあっては3月31日までに行うものとする。

(交付の条件)

- 第12条 市長は、利子補給金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる条件(第4号、第8号、第9号、第10号及び第11号を除く。)
 - (2) 利子(2)補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(沼津市中小企業季節資金あっせん融資制度要綱の廃止)

2 沼津市中小企業季節資金あっせん融資制度要綱(昭和48年沼津市告示第16号)は、 廃止する。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

3 戸田村の編入の日の前日までに戸田村中小企業事業資金融資制度要綱(平成14年 戸田村訓令第3号。以下「戸田村要綱」という。)の規定により既に融資した短期 経営改善資金については、なお戸田村要綱の例による。

付 則(平成15年3月27日告示第24号)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この告示施行の際、現に改正前の沼津市短期経営改善資金利子補給要綱(以下「旧要綱」という。)に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示施行の際、旧要綱の規定に基づいて作成された様式の用紙については、 残品の限度で調整して使用することができる。

付 則(平成17年3月31日告示第55号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)